

現行の行政不服審査法(昭和37年制定)について

1 目的

国民の権利利益の救済

行政の適正な運営の確保

(違法・不当な行政処分に対する不服申立ての一般法)

2 不服申立ての対象

行政庁のあらゆる処分又は不作為

(不服申立てできない旨の定めがある場合あり)

3 不服申立ての種類等

【種類】

- 審査請求 (処分庁に上級庁がある場合、対 上級庁)
- 異議申立て(処分庁に上級庁がない場合、対 処分庁)
- 再審査請求(個別法の定め等により審査請求を経た後さらにを行う)

【審査請求期間】

処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内

【審理】

書面審理が原則

(申立てがあったときには口頭意見陳述の機会を与えなければならない)

【処理】(裁決・決定)

- 申立てが不適法 →「却下」
- 申立てに理由なし→「棄却」
- 申立てに理由あり→「容認」
(処分の取消し 等)

(注) 不服申立先等について個別法で特例が設けられている場合がある。